

平成26年2月滋賀県議会定例会提出案件説明資料

条例案

No.	案件名	担当課	頁
議第19号	滋賀県森林審議会の委員の定数を定める条例案	森林政策課	1
議第53号	滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例を廃止する条例案	自然環境保全課	2
議第54号	滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案	温暖化対策課	3

その他の議案

No.	案件名	担当課	頁
議第61号	契約の締結につき議決を求めることについて(琵琶湖流域下水道東北部木之本西幹線姉川ポンプ場建設工事)	下水道課	6

滋賀県森林審議会の委員の定数を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の一部改正に伴い、森林審議会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、滋賀県森林審議会の委員の定数を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 森林法第 68 条第 1 項の規定による滋賀県森林審議会の委員の定数は、15 人以内とすることとします。
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例を廃止する条例案要綱

1 廃止の理由

滋賀県立朽木いきものふれあいの里センターを廃止するため、滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第19号）を廃止しようとするものです。

2 概要

- (1) 滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例を廃止することとします。
- (2) この条例は、平成26年4月1日から施行することとします。

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）およびエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成 23 年滋賀県条例第 12 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、温室効果ガスの種類に三ふっ化窒素が追加されたことに伴い、条例の対象となる温室効果ガスの種類においても三ふっ化窒素を追加することとします。（第 2 条関係）
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律の名称が改正されたことに伴う必要な規定の整理を行うこととします。（第 14 条関係）
- (3) エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正により新たにエネルギー消費性能等の定義が置かれたことに伴う必要な規定の整理を行うこととします。（第 16 条、第 20 条、第 24 条、第 42 条関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、(1)の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定めることとします。

滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質であって規則で定めるもの。</p> <p>5および6 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2および3 省略</p> <p>4 この条例において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>三ふっ化窒素</u></p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化をもたらす程度の大きい物質であって規則で定めるもの。</p> <p>5および6 省略</p>
<p>第3条～第13条 省略</p> <p>(県の率先実施)</p> <p>第14条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を率先して行うものとする。</p> <p>(1) エネルギー <u>(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)</u> の使用の合理化の推進に関する取組</p> <p>(2)～(6) 省略</p>	<p>第3条～第13条 省略</p> <p>(県の率先実施)</p> <p>第14条 県は、その事務および事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を率先して行うものとする。</p> <p>(1) エネルギー <u>(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。)</u> の使用の合理化の推進に関する取組</p> <p>(2)～(6) 省略</p>
<p>第15条 省略</p> <p><u>(省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用等)</u></p> <p>第16条 <u>事業者は、エネルギーを消費する機械器具等(以下「機械器具等」とい</u> <u>う。)を使用する場合には、エネルギーの消費量との対比における性能(以下</u> <u>「省エネルギー性能」という。)が優れているものを使用するよう努めるとと</u> <u>もに、機械器具等を効率的に使用するように努めなければならない。</u></p>	<p>第15条 省略</p> <p><u>(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)</u></p> <p>第16条 <u>事業者は、エネルギー消費機器等(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第77条第1項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。)を</u> <u>使用する場合には、エネルギー消費性能等(同法第78条第1項に規定するエネ</u> <u>ルギー消費性能等をいう。以下同じ。)が優れているものを使用するよう努め</u> <u>るとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するように努めなければなら</u> <u>ない。</u></p>
<p>第17条～第19条 省略</p>	<p>第17条～第19条 省略</p>

(事業者行動計画)

第20条 省略

2 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) および(2) 省略

(3) 省エネルギー性能が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

(4)～(6) 省略

第21条～第23条 省略

(省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用等)

第24条 県民は、機械器具等を使用する場合には、省エネルギー性能が優れているものを使用するよう努めるとともに、機械器具等を効率的に使用するよう努めなければならない。

第25条～第41条 省略

(温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動)

第42条 農業または水産業を営む者は、省エネルギー性能が優れている機械器具等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならない。

2 省略

第43条以下 省略

(事業者行動計画)

第20条 省略

2 事業者行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) および(2) 省略

(3) エネルギー消費性能等が優れている製品または再生可能エネルギーを得るために用いられる製品の製造その他の事業として行う行為により他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に寄与することとなる取組の内容および当該取組により達成しようとする目標

(4)～(6) 省略

第21条～第23条 省略

(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等)

第24条 県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めなければならない。

第25条～第41条 省略

(温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動)

第42条 農業または水産業を営む者は、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等の使用、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めなければならない。

2 省略

第43条以下 省略

下水道ポンプ場工事の概要

1 工事名

琵琶湖流域下水道東北部 木之本西幹線姉川ポンプ場建設工事

2 工事場所

長浜市 川道町

3 工事概要

ポンプ場築造工 1箇所

ニューマチック工	掘削面積	A= 188.7㎡
	掘削深さ	H= 22.2m
敷地造成工	敷地面積	A= 930.0㎡
	盛土高さ	H= 2.3m

建築ポンプ棟新築工

2階建て 延べ床面積

A= 508.98㎡

4 工期

本契約成立後、工事着工の日から平成27年7月31日まで

5 入札方法等

(1) 入札方法

制限付き一般競争入札（総合評価方式）

(2) 制限付き一般競争入札参加申込受付期間

平成25年11月27日～平成25年12月17日

(3) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果

参加資格ありの者： 4者

参加資格なしの者： 0者

(4) 開札日

平成26年 1月21日

6 契約額

金554,040,000円

（うち取引に係る消費税および地方消費税の額 金41,040,000円）

7 契約締結の相手方

大豊・大山建設工事共同企業体

代表者 大豊建設株式会社 大阪支店

常務執行役員支店長 佐久間 崇

入札結果調書 (1回目)		工事名称	工事番号	平成25年度 第11号																
			工事名	琵琶湖流域下水道東北部木之本西幹線姉川ポンプ場建設工事																
開札日	平成26年 1月21日	時間	13時27分	開札場所	電子入札システム															
工事場所	長浜市川道町																			
番号	業者名	技術評価点	入札価格	評価値		備考														
1	市川・桑原特定建設工事共同 企業体	125.500	548,800,000 円	22.868																
2	オリエンタル白石・西村建設 特定建設工事共同企業体	124.000	537,000,000 円	23.091																
3	大豊・大山建設工事共同企業 体	128.000	513,000,000 円	24.951		落札														
4	ノバック・昭建建設工事共同 企業体	122.500	569,000,000 円	21.528																
5			円																	
6			円																	
7			円																	
8			円																	
9			円																	
10			円																	
11			円																	
12			円																	
13			円																	
14			円																	
15			円																	
16			円																	
17			円																	
18			円																	
19			円																	
20			円																	
21			円																	
22			円																	
23			円																	
24			円																	
25			円																	
工 事 概 要 等	敷地造成工 1.0式 ポンプ場築造工 1.0式 擁壁工 1.0式 ポンプ場建築工事 1.0式		<p>評価値の表示については評価値に「100,000,000」を乗じている。上記の入札書記載金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額(該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切捨てた金額)が相手方の申込みに係る価格である。</p>																	
	<p>予定価格(税抜き) : 583,580,000 円</p> <p>基準評価値 : 17.135</p>	<table border="1"> <tr> <td>契約予定年月日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事期間</td> <td>自</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>至</td> <td>平成27年</td> <td>7月</td> <td>31日</td> </tr> </table>					契約予定年月日	平成	年	月	日	工事期間	自	平成	年	月	日	至	平成27年	7月
契約予定年月日	平成	年	月	日																
工事期間	自	平成	年	月	日															
	至	平成27年	7月	31日																

琵琶湖流域下水道東北部 木之本西幹線姉川ポンプ場建設工事

